

「大阪府国民保護計画の変更案」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

「大阪府国民保護計画の変更案」について、次のとおり府民からご意見等を募集し、これに対する大阪府の基本的な考え方を取りまとめましたので、お知らせします。

募集期間：令和 8 年 7 月 8 日（水曜日）から令和 8 年 8 月 7 日（金曜日）

募集方法：インターネット（電子申請）、郵便、ファクシミリ

募集結果：2 名から 2 件（うち意見の公表を望まないもの 1 件）の意見提出がありました。

| 意見等の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 大阪府の考え方                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 3 章 避難住民等の救援 第 1 節 救援の流れ 2 救援の内容(7) 福祉サービスの提供について まず、今計画における被災や避難状況が、これまでの自然災害等による被災と比較したとき、大きく違うことが出てくると思われるが、在宅福祉サービスの提供を行ううえで、今計画の想定される状況ならではの障害や課題、また、その対策について、府がどのような考えを持っているかということが文章からは分からないのだが、これらについてどのように認識しているのか知りたい。</p> <p><b>ア情報の把握について</b></p> <p>文言からは被災してからの要配慮者等の情報把握についてのみが考えているように感じるのだが、福祉サービスの提供が必要となる要配慮者についての情報は被災する前から把握されることで、適切な福祉サービスの提供につながるのではないかと思うが、被災する前の情報についてはどのように考えているのか？ 被災する前の要配慮者は在宅生活においてどのような福祉サービスを受けていたか、そして、できるだけ被災前と変わらない形での福祉サービスを受けるためには、被災前の生活状況等をしっかり把握する必要がある</p> | <p><b>ア情報の把握について</b></p> <p>要配慮者等の情報については、個人情報に配慮しつつ、関係法令に基づき、適切に取り扱うとともに、市町村等の関係機関と連携し、把握に努めます。</p> |

ある。そして、在宅時にきっちりとした専門職等を含めたケアチームが作られているのであれば、被災後もそれを生かす形で要配慮者のケアにあたることが大切である。

**イ 支援活動・相談対応について**

アの情報把握においても言及したが、福祉サービスの提供において、要配慮者の被災する前から関わりのあった支援者など関係性が確立されている者が支援にあたれるようにすることが、要配慮者への適切な福祉サービスの提供に大きく影響し、混乱や不適切な支援を防ぐことにつながる。もともとあるケアチームがまとまって支援できるような仕組みをどれだけ作っていけるかということは、避難生活における福祉サービスの提供全体を大きく左右する問題だと思う。

このような仕組みを作ることや関係団体が継続的に活動できるように支援するということを、行政が主体的な取り組みとして行っていただきたい。想定されている訪問サービスや相談支援などの事業者は小規模な事業者であることも多く、事業所単独による活動の継続やこれらの仕組みの構築について労力を割くのは現実的ではないと考える。これには、行政の支援や関わりが不可欠だと感じる。

**ウ 避難生活上の支援 エ 福祉避難所の設置について**

福祉避難所の考え方についてだが、文言からは福祉避難所は一次避難をした後で、さらに移動する二次的な避難所であるという考えのように読み取れるのだが、府の考えでは、福祉避難所は基本的にそのようなものとして考えられているのかどうか知りたい。

もし、そうであるならば、要配慮者等については一次避難所を経て二次避

**イ 支援活動・相談対応について**

いただきましたご意見は、施策推進に当たり参考とさせていただきます。

**ウ 避難生活上の支援 ・ エ 福祉避難所の設置について**

居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難または関係団体の協力を得て、社会福祉施設への緊急一時入所を行うもので、必ずしも一次避難所から福祉避難所へ移動して入所するというものではありません。

難所である福祉避難所へ移るというのではなく、ウの緊急入所等のような一次避難所を経ずに直接福祉避難所へと避難する方法を基本的な考え方にするほうが良いと思われる。

要配慮者の中には、一時避難の後に二次避難という過程を踏み移動することは、多くの負担となるように感じる。例えば、私が普段支援する中の一人について考えてみても、移動する時には、移動用の酸素ボンベが必要になるなど、重度障害者（医療的ケアが必要な者なども含む）にとって、避難行動は健常者と比べて、いくつかクリアする条件や段階を踏まなければならないことが多く、大きな労力を費やすことになる。実際、避難行動について考えるときに、本人、家族、関係者からも度々不安の声が聞かれる。

これまでの震災の経験なども踏まえて、内閣府も障害者、高齢者等の要配慮者については、福祉避難所への直接避難を推奨している。福祉避難所への直接避難という方法が、要配慮者の安全のためには基本的な避難先とされるのが良いのではないだろうか。

また、先ほど、重度障害者の避難行動は、本人等からの不安が大きいということを述べたが、本人やその周囲の者のみでは避難に困難が生じるような場合、例えば、福祉避難所との連携をとり、避難所側が何らかの形で避難行動の支援に関わるような取り組みもできないだろうか。福祉避難所の役割としては本筋にそれるのかもしれないが、重度障害者がいざ避難行動をとる際には、困難が多いことは解決しなければならない問題である。

福祉避難所の役割とするかどうかはということについては、様々な意見があると思うが、避難に困難が大きい者についての行政の支援は必要だと感じる。